

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第3区分

【発行日】平成29年11月2日(2017.11.2)

【公開番号】特開2016-209947(P2016-209947A)

【公開日】平成28年12月15日(2016.12.15)

【年通号数】公開・登録公報2016-068

【出願番号】特願2015-94358(P2015-94358)

【国際特許分類】

B 2 4 B 27/06 (2006.01)

B 2 4 B 55/02 (2006.01)

H 0 1 L 21/304 (2006.01)

B 2 8 D 5/04 (2006.01)

【F I】

B 2 4 B 27/06 D

B 2 4 B 55/02 Z

H 0 1 L 21/304 6 1 1 W

B 2 8 D 5/04 C

【手続補正書】

【提出日】平成29年9月19日(2017.9.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数のワイヤガイドに巻回され、軸方向に往復走行するワイヤによって形成されたワイヤ列と、前記ワイヤにクーラント又はスラリを供給するノズルと、保持したワークを前記ワイヤ列に押圧するワーク送り機構を具備し、前記ノズルから前記ワイヤに前記クーラント又は前記スラリを供給しつつ、前記ワーク送り機構により保持された前記ワークを前記ワイヤ列に押圧して切り込み送りすることで、前記ワークをウェーハ状に切断するワイヤソー装置であって、

前記ノズルは前記ワイヤ列の上方に、該ワイヤ列と直行するように配置され、該配置されたノズルの軸方向から見た左右両方に防風板が前記クーラント又は前記スラリと接触しないように配置されたものであることを特徴とするワイヤソー装置。

【請求項2】

前記防風板は、

前記ノズルの下面に設けられたスリットの中心との距離が5mm以上40mm以下の範囲となるように配置されたものであることを特徴とする請求項1に記載のワイヤソー装置。

【請求項3】

前記防風板は、

該防風板の下面と前記ワイヤ列との距離が1mm以上10mm以下の範囲となるように配置されたものであることを特徴とする請求項1又は請求項2に記載のワイヤソー装置。